大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例　手引き様式第2号【参考様式】

（第１面/全2面）

誓約書

申請者（申請を行う者のほか、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にはその法定代理人及び大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（以下、「条例」という。）施行規則第10条で定める使用人を含む。）は、次に掲げる条例第11条第1項第1号イからトまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

大阪府知事　　　　　　　様

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　（申請者）

住　所

氏　名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

条例第11条第1項第1号イからト

|  |
| --- |
| ｲ.条例第23条又は第24条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。） |
| ﾛ.条例第24条第１項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る大阪府行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。） |
| ﾊ.土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる、次に掲げる者  ・条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例又は森林法、宅地造成等規制法、大阪府砂防指定地管理条例若しくは市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者  ・条例第7条の許可の申請前10年間に2回以上条例第24条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から3年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る大阪府行政手続条例第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過したものを含む。）  ・府の区域において、森林法第10条の３、第10条の９第３項若しくは第４項、第38条各項若しくは宅地造成等規制法第14条第２項から第４項まで、第17条（第３項を除く。）、第22条（第３項を除く。）若しくは大阪府砂防指定地管理条例第19条各項又はこれらの規定に相当する市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）  ・府の区域において、条例第7条の許可の申請前3年間に2回以上、第2面に掲げる者のいずれかに該当する者 |
| ﾆ.暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。） |
| ﾎ.営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからニまでのいずれかに該当するもの |
| ﾍ.法人でその役員又は使用人（※）のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの |
| ﾄ.個人で使用人（※）のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの |

（※）使用人とは、次の（あ）、（い）の代表者

（あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

（い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（第2面/全2面）

イ　土地改良法

・法第百九条の規定に違反した者

ロ　森林法

・法第十条のニ第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者

・法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者

・法第十五条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者（同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則第四十四条第一項第一号に掲げる行為をした者を除く。）

・法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者

・法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可に付した同法第三十四条第六項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

・法第三十四条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

ハ　農地法

・法第四条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

・法第五条第一項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

ニ　海岸法

・第七条第一項の規定に違反して同法第三条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

・法第八条第一項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海岸法施行令第三条第一項に規定する行為を除く。）をした者、同法第八条第一項の許可に付した条件（同令第三条第一項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

・法第三十七条の五の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第十二条の三第一項に規定する行為を除く。）をした者

ホ　自然公園法

・法第二十条第三項の規定に違反して同項第一号、第二号、第四号若しくは第八号から第十号までに掲げる行為をした者

・法第二十一条第三項の規定に違反して同項第一号（同法第二十条第三項第五号から第七号まで、第十五号及び第十六号に掲げる行為に係るものを除く。）、第三号若しくは第五号に掲げる行為をした者

・法第三十三条第一項の規定による届出をせず同項各号（第二号、第三号及び第七号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

ヘ　地すべり等防止法

・法第十一条第一項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付した条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者

・法第十八条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

ト　宅地造成等規制法

・法第八条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

・法第十二条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

・法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

チ　河川法

・法第二十条の規定に違反した者、同条の承認に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者

・法第二十五条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者

・法第二十六条第一項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

・法第二十七条第一項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

・法第五十五条第一項の規定に違反して同法第五十四条第一項の規定により指定された河川保全区域内において同項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

・法第五十七条第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

リ　近畿圏の保全区域の整備に関する法律

・法律第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ヌ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

・法律第七条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

ル　農業振興地域の整備に関する法律

・法律第十五条の二第一項の規定に違反した者、同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者

ヲ　大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例

・条例第二条第一項の規定に違反して同項各号（第二号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付した条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

ワ　自然環境保全法

・法第二十五条第四項の規定に違反して同項第一号若しくは第二号に掲げる行為（同項第一号に掲げる行為にあっては同法第十七条第一項第五号に掲げる行為を除く。）をした者

・法第二十八条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

カ　大阪府自然環境保全条例

・条例第十三条第四項の規定に違反して同項各号（第五号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者

・条例第十五条第一項の規定による届出をせず同項各号（第五号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

・条例第十八条第一項の規定に違反して同項各号（第五号及び第七号から第九号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第二項において準用する同条例第十三条第五項の規定により許可に付せられた条件（同条第四項第五号、第七号及び第八号に係るものを除く。）に違反した者

ヨ　生産緑地法

・生産緑地法第八条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者

タ　大阪府立自然公園条例

・条例第六条第三項の規定に違反して同項各号（第四号、第五号及び第九号から第十二号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第四項の規定により許可に付せられた条件（同条例第六条第三項第四号、第五号及び第九号から第十二号までに係るものを除く。）に違反した者

・条例第七条第一項の規定による届出をせず同項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

レ　大阪府砂防指定地管理条例

・条例第四条第一項の規定に違反して同項各号（第四号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

・条例第十六条第一項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者

ソ　大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例

・条例第七条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者

・条例第十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者

・条例第二十二条第一項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者

・条例第十五条第二項、第十七条若しくは第十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

・条例第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

ツ　市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例

・条例の規定であってソの規定に相当する規定に違反してソに規定する行為に相当する者